



| | |
|-----------------------------------|-----|
| 目次 | |
| 高知県人事委員会規則 | ページ |
| ◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 高知県人事委員会告示 | |
| ◎給料表別級別職務区分表の一部改正 | 3 |
| 正 誤 | |
| ◎正誤（平18・4・14付け 人事委員会規則） | 4 |

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第4号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表のイの表第1号区分の項の(2)中「平成18年4月以後の一般職員給与条例」を「平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成23年3月以前の一般職員給与条例」という。）」に改め、同表のイの表第2号区分の項の(2)中「平成18年4月以後」を「平成18年4月以後平成23年3月以前の一般職員給与条例」に改め、同表のイの表第3号区分の項の(2)、第4号

区分の項の(2)、第5号区分の項の(2)、第6号区分の項の(2)及び第7号区分の項の(2)中「平成18年4月以後の一般職員給与条例」を「平成18年4月以後平成23年3月以前の一般職員給与条例」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表県立大学の項を削り、同条第3項の表中「(2) 教育職給料表

| 職務の級 | 区分 | 再任用職員以外の職員の管理職手当の額 | 再任用職員の管理職手当の額 |
|------|----|--------------------|---------------|
| 5級 | 1種 | 114,000円 | 109,500円 |
| 4級 | 3種 | 85,500円 | 65,500円 |
| | 4種 | 64,100円 | 49,100円 |
| 3級 | 4種 | 55,000円 | 38,700円 |

を「(2) 削除」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとする。

第13条第1項第4号中「前3号」を「前3号に掲げる者」に改め、同項第7号中「その他人事委員会が前各号」を「前各号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらの者」に改め、同条第2項第1号中「教授、准教授、」を削り、同項第2号中「、経験」を「又は経験」に改める。

第26条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第12を次のように改める。

別表第12 削除

別表第20の表中「教育職給料表、」を削る。

別表第24を次のように改める。

別表第24 削除

別表第31中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第8号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に規定する」を「の人事委員会規則で定める」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の人事委員会規則で定める」に改め、「教育職給料表」を削り、同条第3項中「に規定する」を「の人事委員会規則で定める」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「及び警察職員の条例第26条第1項」を「又は警察職員の条例第26条第1項」に、「並びに」を「及び」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の4中「及び警察職員の条例第26条第1項」を「又は警察職員の条例第26条第1項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第5条第3項中「及び警察職員の条例第26条第1項」を「若しくは警察職員の条例第26条第1項」に、「並びに教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける者並びに国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）」を「又は教育公務員特例法第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）において準用する場合を含む。）の規定」に、「除算は行なわない」を「、当該期間を除算しない」に改める。

別表第1の1の表教育職給料表の項を削る。

別表第2の1の表県立大学の項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の県立大学の項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第11号

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に見出しとして「（特地勤務手当の月額）」を付する。

別表第1中

| | | |
|--------------|--------|----|
| 吾川郡仁淀川町大渡183 | 仁淀高等学校 | 2級 |
|--------------|--------|----|

を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第5号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月31日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の1級の県立大学の項、2級の県立大学の項、3級の県立大学の項、4級の県立大学の項、5級の県立大学の項及び6級の県立大学の項を削り、同表の7級の項中

| | |
|------------------|------|
| 県立大学 収用委員会事務局 | 事務局長 |
|------------------|------|

を

| | |
|----------|------|
| 収用委員会事務局 | 事務局長 |
|----------|------|

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

正 誤

| 公報日付 | 公報番号 | 種類 | ページ | 欄 (行) | 正 | 誤 |
|----------|------|----------|-----|--------------|---|---|
| 平18・4・14 | 号外12 | ◎人事委員会規則 | 38 | 中 (32～34) | イ その属する職務の級が2級であったもの (第5号区分の項の(8)のア及び第6号区分 の項の(8)に掲げる者を除く。)のうち人事 委員会の定めるもの | イ その属する職務の級が2級であったもの (第5号区分の項の(8)のア及び第6号区分 の項の(8)に掲げる者を除く。) |
| | | | 40 | 中 (41～43) | イ その属する職務の級が2級であったもの (第5号区分の項の(7)のア及び第6号区分 の項の(7)に掲げる者を除く。)のうち人事 委員会の定めるもの | イ その属する職務の級が2級であったもの (第5号区分の項の(7)のア及び第6号区分 の項の(7)に掲げる者を除く。) |